

福島第一原発事故に伴う除染で発生した「除去土壌の再生利用方針」の再検討を国に求める意見書

東京電力福島第一原発事故に伴う福島県内における除染等の措置に伴い生じた土壌及び廃棄物（以下、「除去土壌」という）について、環境省は、2016年6月30日、再生利用を行う基本方針を正式決定した。再生利用の対象とする除去土壌のセシウム134及びセシウム137の合計濃度は8,000Bq/kg以下とし、「再生利用に使用する除去土壌の使用先は全国の公共事業が対象になる」（環境省除染・中間貯蔵企画調整チーム）としている。

環境省はこれまで放射性廃棄物のセシウム濃度について、原子炉等規制法に基づく100Bq/kgが、「廃棄物を安全に再生利用するための基準（クリアランスレベル）」であるとしてきた。そして100Bq/kg以下は放射性廃棄物を一般社会で使われる製品に再生利用できるとしているが、市民の反対から、限られた場所（例えば建築資材のコンクリート、ベンチの金属など）で、それも試験的にのみ再生利用されているのが現状である。100Bq/kg超の廃棄物は、放射性廃棄物として厳重な取り扱いが必要であると規定している。

一方、原発事故後に成立した、放射性物質汚染対策特措法では、8,000Bq/kg超を指定廃棄物とし、同ベクレル以下を「問題なく廃棄処理できる基準」と定めている。

8,000Bq/kg以下の除去土壌を再生利用する方針は、原子炉等規制法に基づくクリアランスレベルの80倍となり、原子炉等規制法の基準と放射性物質汚染対処特措法の基準が併用されるダブルスタンダードだと言わざるを得ない。

環境省は、再生利用土壌に覆土をして遮蔽すれば放射線量が下がり問題ないとするが、道路の陥没や崩壊などが起きれば汚染土がむき出しになり、環境中へ流出する懸念がある。地下水を汚染して農地や生活圏に流れ出る可能性も高い。海岸防災林、防潮堤で利用されれば、津波や台風などの自然災害等で破壊され内陸や海へ流出する危険性も生じる。

放射性廃棄物を国内生活圏で安易に再生利用することは、安全安心な社会生活を営む上で極めて危険だと言わなければならない。

よって、八王子市議会は、政府に対し、国民の安全安心で健康な生活を保障するため、8,000Bq/kg以下の放射性物質を含んだ除去土壌を公共事業で再生利用する方針を撤回し、慎重に再検討することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年9月26日

議長名

内閣総理大臣 }  
総務大臣 } あて  
国土交通大臣 }  
環境大臣 }

## 政治分野への男女共同参画を推進するための法整備を求める意見書

今年には女性参政権行使から70年の節目の年である。しかし、わが国の女性議員の割合は、2016年衆議院で9.5%、参議院では20.7%である。

参議院の20.7%は世界平均の22.0%に近づきつつあるとはいえ、衆議院の9.5%は、下院あるいは一院制をとる列国議会同盟（I P U）193カ国中157位（2016年8月1日現在）と残念な状況になっている。

さらに、わが国の地方議会においても女性議員の割合は12.1%と一割強に過ぎず、女性議員が一人もいない「女性ゼロ議会」は、全自治体の20.1%にも上る。

少子・高齢社会の諸問題をはじめ、食糧や環境など暮らしにかかわる事柄が重要な政治課題となっている今日、また社会のあらゆる場で女性の活躍推進を掲げている政権下において、政策を議論し決定する政治の場に今まで以上に女性が参画することが求められている。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、国、自治体のいずれの議会においても女性議員の増加を促し、男女が共に政策決定に参画する「政治分野への男女共同参画推進」のための法整備を、女性参政権行使70年の今年にすすめることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年9月26日

議 長 名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
少子化対策・男女共同参画担当大臣  
地方創生・規制改革担当大臣

あて

タックス・ヘイブン（租税回避地）の実態解明と適正な課税対策を求める意見書

多国籍企業や富裕層がタックス・ヘイブン（租税回避地）と呼ばれる税率の低い国や地域に所得を移し、課税を逃れる行為が世界的な問題になっている。その実態の一部を暴露して大きな反響を呼んだのが「パナマ文書」だった。この文書には、日本からも少なくない法人や大企業経営者などの名前が含まれている。

税負担の低い国や地域に企業を設立すること自体は違法でなくても、大企業や富裕層が通常の課税を免れるために国際的な金融機関や法律事務所と結託してペーパーカンパニーを規制されずに設立し、利益をため込み課税を免れることは、健全な経済成長を阻害することとなる。大企業や富裕層だからといって海外などに資産や所得を持ち出し、まともに税金を納めなければ、国家及び地方財政は成り立たない。

租税回避や脱税の一扫は、国際会議でもたびたび取り上げられ、先般、中国・杭州で開かれた20カ国・地域首脳会議でもこの問題の対策が議論されたところである。租税制度の公平性を確保し、急速に進む貧困と格差を解消するために、多国籍企業や富裕層の税逃れを放置することはできない。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、「パナマ文書」などを分析することをはじめ大企業や富裕層への税務調査を行うなど実態解明を行うこと、国際社会と連携して新たな法整備を行うなど適正な課税と徴収が行われるよう対策を講じることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年9月26日

議 長 名

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
法 務 大 臣  
外 務 大 臣  
金 融 担 当 大 臣

あて

## 精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的理念を定めている。

また、障害者の権利に関する条約が批准され、共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行された。

障害者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。

このため、鉄道、バスをはじめとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、その多くは、身体障害者及び知的障害者を適用対象とするものとなっており、精神障害者を対象とするものは極めて少なく、大きな格差が生じている。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、交通事業者に対し、精神障害者も、身体障害者及び知的障害者と同様に適用対象とすることを働きかけ必要な措置を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年9月26日

議 長 名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣

} あて